

公立大学法人横浜市立大学職員在宅型テレワーク勤務規程

制 定 令和3年4月1日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第46条の2第2項及び公立大学法人横浜市立大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第33条の2第2項に基づき、職員の在宅型テレワーク勤務に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 在宅型テレワーク勤務とは、職員の自宅その他自宅に準ずる場所（以下「自宅等」という。）において情報通信機器等を利用して業務を行うことをいう。

2 在宅型テレワーク勤務者とは、在宅型テレワーク勤務を実施する職員をいう。

(勤務場所)

第3条 在宅型テレワーク勤務における勤務場所は、自宅等とする。

(在宅型テレワーク勤務の対象者)

第4条 この規程による在宅型テレワーク勤務の対象者は、職員就業規則及び非常勤職員就業規則が適用される職員であって、次の各号に掲げる要件を満たした者とする。

(1) 自宅等の執務環境、情報セキュリティ環境、家族の理解のいずれも適正と認められる者

(2) 在宅型テレワーク勤務により、通常の業務に支障を来さないと認められる者

2 在宅型テレワーク勤務を行おうとする職員は、あらかじめ申請を行い、理事長の承認を得なければならない。

3 理事長は、業務上その他の事由により、前項の承認を取り消すことができる。

(実施単位及び頻度)

第5条 在宅型テレワーク勤務の実施は、1週間あたり2日までとする。ただし、理事長が認める場合は、この限りではない。

2 在宅型テレワーク勤務は、原則として1日単位で実施するものとする。ただし、業務上やむを得ない事情があると理事長が認める場合は、半日又は時間単位で実施することができるものとし、この場合における所定労働時間内の自宅等と勤務場所（出張を命ぜられた場合の出張先を含む。）との移動時間については、労働時間とみなす。

(在宅型テレワーク勤務時の勤務時間、休暇及び出張等)

第6条 在宅型テレワーク勤務者の勤務時間、休暇及び出張等については、職員就業規則、公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）又は非常勤就業規則に定めるところによる。

2 在宅型テレワーク勤務者は、原則として、時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務を行うことができない。ただし、あらかじめ命令を受けた場合には、この限りで

はない。

- 3 理事長は、在宅型テレワーク勤務者に、職務のため出張を命ずることがある。
(勤務の開始、終了及び業務の報告)

第7条 在宅型テレワーク勤務者は、勤務の開始、終了及び在宅型テレワーク中の業務について記録し、報告しなければならない。
(費用負担)

第8条 在宅型テレワーク勤務に伴う費用負担については、理事長が認める場合を除き原則として在宅型テレワーク勤務者の負担とする。
(情報通信機器等の取扱い)

第9条 在宅型テレワーク勤務者が業務に必要とする情報通信機器等についての取扱いについては別に定める。
(教育訓練)

第10条 理事長は、在宅型テレワーク勤務者に対して、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

- 2 在宅型テレワーク勤務者は、理事長から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。
(災害補償)

第11条 在宅型テレワーク勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、職員就業規則第55条又は非常勤就業規則第50条に定めるところによる。

(安全衛生)

第12条 理事長は、在宅型テレワーク勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るために必要な措置を講ずる。

- 2 在宅型テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、労働災害の防止に努めなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項その他在宅型テレワーク勤務に関し必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。